

# インドネシアにおける並行輸入の 原則と例外

ACEMARK Intellectual Property

Yenny Halim  
(パートナー/弁護士)



ACEMARK 事務所は 1984 年に設立したジャカルタにある知的財産専門事務所で、6 名のパートナー弁護士をはじめ現在総勢約 50 名のスタッフを擁している。Yenny Halim は、ACEMARK 事務所のパートナー弁護士で常務取締役であり、知的財産手続において広範、豊富な経験を有する。

## 並行輸入の基礎知識

オーストラリア商標法に関して最も著名な著書「Australian Law of Trademarks and Passing Off」は、インドネシアでも有名であるが、その著者である Daniel Ralph Shanahan 弁護士は、並行輸入品について、次のように定義している。

『特定の製品に関する知的財産権の権利者によって、または権利者の許可の下に、外部の法域で製造された当該製品が、権利者公認の輸入者もしくは販売者以外の者によって輸入されたもの。』

この定義は、並行輸入品を輸入国の外部で「製造」されたものに限定しているが、製品が輸入国の国内で製造され、外国の市場に提供された後で元の製造国に再輸入されることもある。

特定の製品が知的財産権者の独占的ライセンシーの市場に権利者の同意なしに輸入される場合にも、並行輸入は起こり得る。最初の例でいえば、知的財産権者が X 国について独占的ライセンシーを指定し、さらに当該製品を W 国のみで販売する独占的ライセンシーを別に指定している場合に、権利者の同意なしに当該製品が W 国から X 国に輸入されることがある。そうした状況において、並行輸入品の価格に競争力があれば、X 国におけるライセンシーは直接に悪影響を受ける。

2番目の例でいえば、Y国にいる知的財産権者が自らの製品を専らX国内で販売させるために独占的ライセンスを指名している状況で、X国で販売された製品が権利者の許可なしにY国に輸入されてしまうことがある。その場合、価格競争の激化によって、権利者が直接の悪影響を被る可能性がある。並行輸入品は、権利者が国内で販売している製品に比べてはるかに安い値段で販売されるのが普通だからである。

### 権利消尽の原則

商標に関する「権利消尽の原則」の基本原則となっているのは、商標の主な機能は商品の出所を示す「出所表示」にあるという観念である。「出所表示機能」とは、ある商品が真正品であり、かつ、その提供元が商標権者であることが正確に表示されている限り、商標権侵害は成立しないという意味である。たとえば、並行輸入者が製品の状態に悪影響を及ぼすような無許可の再包装などの行為によって、製品の出所の同一性を保証するという商標の本質的な機能を損なわない限り、製品の並行輸入は妨げられない。事実上、「出所表示」の原理は、商品の自由な移動を支えるものである。これによって競争は活性化する。競争の活性化は、選択肢の拡大や価格の低下という形で消費者に利益をもたらす。

「権利消尽の原則」は、「消尽理論（ファーストセール・ルール）」の法理と密接に関係している。「消尽理論」の法理は、基本的には、知的財産権者の独占権が及ぶ範囲は、製品それ自体が最初に購入された場所における当該製品の最初の販売に限定されるというものである。

### インドネシアにおける並行輸入の規制

インドネシアの場合、並行輸入は常に商標法違反と結びついている。外国で合法的に入手された商品が、ライセンスの同意なしに商業目的でインドネシアに持ち込まれるのである。

商標および地理的表示に関する2016年法律第20号(以下、現行商標法)では、並行輸入が商標権侵害に該当するか否かは定かではない。確かに、同法第83条(1)項は、自らの商標を無許可で模倣した者を提訴する権利を商標権者に与えている。だが、並行輸入がこの規定の適用範囲に該当するか否かは定かでない。「全体として」類似した商標の使用に関しては、周知商標に類似した商標の使用に関連する判例があるだけだが、それらの判例では真正品ではない模倣品に上記の規定が適用されている。しかも、「商標および地理的表示に関する2016年法の解説」(Explanatory Memorandum to the Trademark and Geographical Indication Law of 2016)には、この点に関する説明がまったくない。

さらに、商標の使用に関する独占権には、輸入に関する独占権が含まれるか否かという問題も不明瞭である。現行商標法第1条5号には、商標権とは商標を独占的に使用する権利であると述べられているだけである。残念ながら、どのような行為が商標の適法な使用に相当するか、どのような行為が適法な使用の範囲を逸脱するかという定義は、同法には示されていない。

以上に説明したような状況で、現行商標法が並行輸入を阻止するための独占権を商標権者に与えているか否かを解釈するのは困難である。ただし、現行商標法が出所表示機能や権利消尽の原則に従っているというわけではない。現行商標法には、権利消尽に関する規定がないからである。

### 並行輸入に関するインドネシアの判例法

実際のところ、インドネシアにおいて、並行輸入は一般的になってきているが、インドネシアの知的財産法にとって、並行輸入は比較的新しい概念である。たとえば商標の分野で言えば、並行輸入は頻繁に行われているが、現行商標法を適用して並行輸入の問題に対処するのは困難である。商標の分野においては、商標を付された真正の自動車用スペアパーツが、商標権者公認の販売店による同じ製品の輸入と

並行して大量に輸入されている。海外メーカー公認の販売店は、自らの製品を高値で販売しているため、小売業者は真正品をもっと安い価格で提供できる供給元を探そうと努力している。小売業者はより安価な製品を第三国（オランダやドイツ）から買い付け、シンガポール、香港、米国を經由して買い付けた製品をインドネシアに並行輸入し、正規品より20%程度安い価格で製品を販売している。しかし、公認販売店は、不満を漏らしても訴訟を提起することはない。公認販売店側は、インドネシアの裁判所は自分たちの主張を考慮してくれないであろうと考えているためである。つまり、インドネシア商標法には、並行輸入の問題を特に明示した規定が存在しないからである。

現行商標法における並行輸入の合法性に関する不確実性は、インドネシア政府が商標を付された真正商品の並行輸入を厚遇しているという事実を考えると、混乱の様相を呈してくる。インドネシア政府が並行輸入の慣行を許容していることを示す例は、以下の通りである。

a. インドネシア商工業大臣通達 19/MPP/Kep/6/2000 号

政府はこの通達によって、インドネシア国内で製造されていない完成車両を、商標権者やその独占的販売店の許可を得ずに輸入することを許可した。実際問題として、この通達は、外国の商標権者の独占的販売店に悪影響を及ぼす。これら独占的販売店が売る車は、並行輸入車と直接競合することになるためである。並行輸入車には競争力がある。正規品の車よりも、およそ15%安いからである。

b. 大統領通達 2001 年第 21 号

政府はこの通達によって、2001 年以降、潤滑剤の輸入を自由化した。この通達は、インドネシア国内での輸入潤滑剤の供給に関する独占権を国内国営の石油会社 Pertamina に与えた以前の大統領通達（1988 年第 18 号）を取り消すものである。2001 年の大統領通達が発行される前から潤滑剤の並行輸入は頻繁に行われていたが、潤滑剤の輸入がもはや Pertamina の独

占でなくなった以上、潤滑剤の独占的販売店が並行輸入業者に対して対抗措置をとるのは困難である。

ただし、PT. Modern Phot Tbk. (富士フィルム株式会社のライセンシー) 対 PT. International Photographic/PD の訴訟において、2013年1月30日付で示された最高裁判決 (No. 2073K/Pid.Sus/2011) の中で、インドネシア最高裁は、富士フィルムの商標が付されたフィルムロール製品の並行輸入に携わっていた加害者 Tony Widharma (PT. International Photographic/PD の会長) が、PT. Modern Phot Tbk が有していたフィルムロールの独占的販売権を侵害したとの判断を示している。Tony Widharma が輸入した製品は、香港を拠点とする世界的な購買代理業者 Union Camera Ltd から入手した真正品であった。Union Camera Ltd.は、世界的な輸出販売を専門とする業者で、新品の真正品のみをより安い価格で輸出販売している。最高裁が採用した法的根拠は、旧商標法 (2001年法律第15号) 第90条 (現行商標法第100条) である。現行商標法第100条は次のように規定している：

『故意にかつ権利なく、他人の所有にかかる登録商標とその全体において同一である商標を、生産または取引される同種の商品または役務に使用した者は、5年以下の禁錮および／または 2,000,000,000.00 ルピア(20億ルピア)以下の罰金に処す。』

つまり、Tony Wardhana は、「故意にかつ権利なく、他人の所有にかかる登録商標とその全体において同一である商標を使用した」とみなされたのである。ここでいう「他人」とは、当該訴訟においては富士フィルム株式会社もしくは同社のインドネシアにおけるライセンシーPT. Modern Photo Tbk.である。この最高裁判決は、かつて商標を付した真正商品の並行輸入を認める通達をいくつも発行していたインドネシアの姿勢を変えさせるものとなった。

## 結論



結論として、インドネシア商標法は、並行輸入に関して不明確である。並行輸入の問題が法的に明らかにされていないため、商標と並行輸入に関する法的見解は、裁判所の解釈に委ねられることになる。こうした状況が生じたのは、並行輸入に関するガイドラインや許可に関する規定が、インドネシアの商標関連法規に明示されていないためである。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)